

「第60回人権週間」

～世界人権宣言採択60周年～

「世界人権宣言」は、基本的人権及び事由を遵守し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とは達成すべき共通の目標として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年度で採択60周年を迎えます。

国連は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、広く国民に呼びかけ、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

今回の人権週間の強調事項は、次のようになっています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

人権週間を迎えるにあたり、憲法の定める基本的人権尊重の精神を改めて見つめ直してみることで、これらの問題解決に努めたいものです。

人権問題の解決のため、法務局の人権擁護課とその支局では人権相談を受け付けています。

また、各市町村には、法務大臣が委嘱した人権擁護委員がおり、地域に密着した存在として様々な人権に関する相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽に御相談ください。

当町では、次の方々が人権擁護委員として活動しています。

小牧 唯憲（こまき ただのり）

自治会 馬 場

白川 弘（しらかわ ひろし）

// 鳥井戸

岩下 啓式（いわした ひろし）

// 神川上

なお、当町では、12月9日（火曜日）、午前10時から午後3時まで、本庁3階委員会室と田代支所1階会議室において、人権相談を行います。

家族間の問題、財産・相続の問題、差別、いじめなどの問題でお困りの方は、お気軽に御相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、法務局と人権擁護委員は人権週間以外も相談に応じています。最寄りの法務局やお近くの人権擁護委員までお問い合わせください。

住民税務課（住民チーム）

☎ 22-3039